

12月 文化財を守ろう
理科教育センターを訪ねて
卒業前の青少年家庭の心得

屋上看板

11月 文化の振興

広報資料

4月	教科書の無償給付	指導
5月	少年の非行と事故防止 教育モニターの募集	指導 総務
6月	夏休みの子どもの指導 水の事故防止 自然に親しもう	指導 保体 社教
7月	文化財の保護	社教
8月	夏休み後の少年非行に注意	指導
9月	修学旅行時の非行と事故防止	指導
10月	手足の不自由な子どもに愛の手	指導
11月	冬休みの子どもの指導	指導
12月	3学期を迎えた子どもの指導	指導
2月	卒業期にのぞんで	指導
2月	学用品のえらびかた	指導
3月	新学期を迎えた家庭へ	指導

県政ラジオ（みなさんとともに） R F C

5月14日	子どものむし歯の子防と治療	保体
6月27日	自然をたいせつに	社教
7月4日	水死事故から子どもを守ろう 18日 夏休みを前にして	保体 指導
10月17日	親と子の読書運動	社教
1月16日	成人おめでとう	社教
2月20日	卒業前の青少年の家庭へ	指導
3月13日	開所した国立磐梯青年の家	社教

県政ラジオ（県民のみなさんへ） N H K

4月2日	新入学児をもつ家庭へ	指導
5月14日	子どものむし歯の子防と治療 18日 自然を美しく 19日 登山事故の防止	保体 社教 保体
6月8日	小中学校の学力調査 12日 つゆどきの登山の心得 16日 高山植物をたいせつに 23日 能研テストの実施 26日 教科書展示会がひらかれます 29日 子どもの水死事故を防ごう	総務 保体 社教 指導 指導 保体
7月2日	自然をたいせつに 3日 水死事故から子どもを守ろう 9日 少年の野外活動 12日 夏山の登山こころえ 16日 自然にしたしむ運動 17日 夏休みを前にして	社教 保体 社教 保体 社教 指導
8月11日	夏休み後半の子どもの指導 16日 国民皆泳	指導 保体

26日	二学期をむかえた子どもの指導	指導
30日	教員採用試験のお知らせ	学務
9月1日	二学期のころがまえ	指導
8日	文化財の保護	社教
13日	秋の修学旅行の注意	指導
14日	教員採用試験のお知らせ	学務
9月27日	へき地の学校に本を送ろう	指導
10月5日	スポーツの秋 9日 読書の秋 17日 秋山登山の注意	保体 社教 保体
11月12日	冬山登山事故を防ごう	保体
12月19日	スキー場でのエチケット 20日 冬休みの子どもの指導 27日 冬山登山の注意	保体 指導 保体
1月15日	成人おめでとう 23日 進学生徒をもつ家庭へ 29日 子どもによい本を	社教 指導 社教
2月9日	児童生徒の体位の状況 18日 あとひと月で高校入試 21日 卒業前の青少年をもつ家庭へ 28日 入試前の子どもをもつ家庭へ	保体 指導 指導 指導
3月1日	開所した国立磐梯青年の家 2日 学用品のえらびかた 6日 学年末の非行と家出 8日 卒業期にのぞんで 10日 働きながら学ぶ道 13日 新入学児童をもつ家庭へ家	社教 指導 指導 指導 指導 指導

11 福島県教育モニター制度の発足

6月の補正予算において30万円が計上され、広聴活動の一環として「教育モニター」制度を発足させた。これは、本県教育を県民の^〇基盤の上になたてて充実発展を期していきたいとして、教育問題について県民の要望、意見、批判を聞き教育行政に反映させようという趣旨である。

県教育委員会においては、下記のとおり「実施要項」「実施細則」を決定して教育モニターの公募を7月26日に行なった。

(1) 教育モニター実施要項

① 目的

福島県の文教施策について、広く一般県民から批判、意見、要望等を聞き、教育行政の参考とする。

② 依頼事項

文教施策について広く批判、意見、要望を聞くため県民各層から公募した者（以下「教育モニター」という）に、教育、文化に関する事項について文書または口頭による報告を依頼する。

③ 依頼方法および期間

ア、教育モニター公募にあたっては、県の広報媒体および報道機関を通じて行なう。
イ、教育モニターの公募、適当な方の選定等は、福島県教育委員会が行なう。